

市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領変更箇所

市場区分の変更申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領（2026年3月25日改訂版）について、旧「記載要領」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
2	<p>IV. 経営管理体制等について (略)</p> <p>7. <u>内部情報管理体制及び内部者取引等防止策について</u> (「Ⅱの部記載要領」に同じ。)</p> <p>8. <u>リスク管理及びコンプライアンス体制について</u> (1)～(4)及び(6) (「Ⅱの部記載要領」に同じ。)</p> <p>※「市場区分変更Ⅱの部」においては「Ⅱの部記載要領」IV. 8. (5)に該当する事項を記載する必要はありません。</p> <p>9. <u>及び10.</u> (「Ⅱの部記載要領」に同じ。) (以下、略)</p>	<p>IV. 経営管理体制等について (略)</p> <p>7. <u>～10.</u></p> <p>(「Ⅱの部記載要領」に同じ。) (以下、略)</p>
3	<p>最終更新日 <u>2026年3月25日</u></p> <p>適用対象 <u>2026年4月以降に市場区分の変更申請を行う会社から適用</u></p>	<p>最終更新日 <u>2025年7月22日</u></p> <p>適用対象 <u>2025年7月22日以降に市場区分の変更申請を行う会社から適用</u></p>

以上